

県内公共用水域環境基準の類型指定状況 (H27. 4. 1 現在)

(1) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

①河川

東讃地区河川

水 域	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準地点	指定年月日	備 考
馬 宿 川	全 域	A	イ	川 湊 橋	S50. 4. 11(県告示)	※ 川股水源上
湊 川	全 域	A	イ	湊 川 橋	〃	
与 田 川	全 域	A	イ	三本松橋下	〃	※※ 大内ダム放水口
番 屋 川	全 域	C	イ	番屋川大橋	〃	※ 河口
津 田 川	全 域	A	ロ	河口潮止上	〃	
弁 天 川	全 域	C	イ	弁 天 橋	〃	
鴨 部 川	全 域	A	ロ	鴨 部 川 橋	S49. 4. 10(県告示)	※ 志度町水道取水口

高松地区河川

牟 礼 川	全 域	B	ロ	国道 11 号線 交 差 点	S49. 4. 10(県告示)	※※ 牟礼町水道取水口
春 日 川	全 域	B	ロ	春 日 川 橋	〃	※※※県道春日川橋
新 川	全 域	B	ロ	新 川 橋	〃	※※※高松市水道取水口
相 引 川	全 域	D	イ	大 橋	H27. 3. 31(県告示) (H27. 4. 1 施行)	※※※※屋島病院南
詰 田 川	木太大橋より上流	D	イ	木 太 大 橋	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	※※※潮止水門上
御 坊 川	全 域	E	ロ	観 光 橋	〃	
杣 場 川	全 域	D	イ	楠 上 水 門	H26. 4. 1(県告示)	
摺鉢谷川	全 域	D	イ	水 道 橋	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	
香東川上流	岩崎橋より上流	A	イ	岩 崎 橋	〃	
香東川下流	岩崎橋より下流	B	イ	香 東 川 橋	〃	
本津川上流	学校橋より上流	A	イ	学 校 橋	〃	※※※国分寺町第一水道 取水口
本津川下流	学校橋より下流	B	イ	香 西 新 橋	〃	※※※香西橋

中讃地区河川

青 海 川	全 域	A	イ	青 海 橋	S46. 12. 16(県告示)	
綾 川	全 域	A	イ	雲 井 橋	〃	
大東川上流	富士見橋より上流	B	ロ	富 士 見 橋	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	※※※宇多津町水道 取水口
大東川下流	富士見橋より下流	C	イ	新 町 橋	〃	※※ 夫婦水門
土 器 川	全 域	A	イ	丸 亀 橋	S46. 12. 16(県告示)	
西 汐 入 川	全 域	D	イ	塩 屋 橋	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	
金 倉 川	全 域	A	イ	水 門 橋	S46. 12. 16(県告示)	
桜 川	全 域	B	ロ	金 比 羅 橋	〃	※※※河口ぜき上
弘 田 川	全 域	A	イ	潮 止 水 門 上	〃	

西讃地区河川

高瀬川	全域	B	ロ	詫間町水道取水口	S49.4.10(県告示)	
財田川上流	祇園橋より上流	A	イ	祇園橋	H25.3.29(県告示) (H25.4.1 施行)	
財田川下流	祇園橋より下流	B	イ	江藤橋	〃	
一の谷川	全域	D	イ	豊橋	〃	※※ 七間橋 ※※※旧土木事務所裏
柞田川	全域	B	ロ	落合橋	S50.4.11(県告示)	※※※出晴水源横

小豆地区河川

伝法川	殿川合流点から下流(殿川を含む)	B	イ	北山浄水場上	S51.4.5(県告示)	
安田大川	全域	B	イ	馬木橋	〃	

※…旧名称(昭和56年度名称変更)、※※…旧基準点(昭和56年度地点変更)、
 ※※※…旧名称(昭和62年度名称変更)、※※※※…旧名称(平成25年度名称変更)

②湖沼 該当なし

③海域

水域	該当類型	達成期間	基準地点	補足地点	指定年月日	備考
東讃海域	A	イ	12地点	—	S49.12.13(県告示)	東讃海域
番の州泊地	B	イ	1地点	—	S49.5.13(環境庁告示)	備讃瀬戸
坂出港	B	イ	3地点	—	〃	
高松港	B	イ	1地点	—	〃	
詰田川尻	A	ハ	1地点	—	〃	
備讃瀬戸	A	イ	8地点	2地点	〃	
燧灘東部	A	ロ	5地点	5地点	〃	燧灘東部

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 公共用水域が該当する全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定状況

水域	該当類型	達成期間	基準地点	指定年月日	備考
東 讃 海 域	海域Ⅱ	直ちに達成する。	12 地点	H16. 4. 20(県告示)	東讃海域
備 讃 瀬 戸 (イ)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	5 地点	H15. 3. 27(環境省告示)	備讃瀬戸
備 讃 瀬 戸 (ロ)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	——	〃	
備 讃 瀬 戸 (ハ)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	3 地点	〃	
燧 灘 東 部	海域Ⅱ	直ちに達成する。	5 地点	〃	燧灘東部

(3) 公共用水域が該当する水生生物保全に係る水質環境基準の水域類型の指定状況

水域	該当類型	達成期間	基準地点	指定年月日	備考
備 讃 瀬 戸 (全域) (イ)及び(ロ)を除く)	海域生物 A	直ちに達成する。	1 地点	H27. 3. 31(環境省告示)	備讃瀬戸
備 讃 瀬 戸 (イ)	海域生物 特A	直ちに達成する。	7 地点	〃	
備 讃 瀬 戸 (ロ)	海域生物 特A	直ちに達成する。	——	〃	
燧 灘 東 部 (全域) (イ)及び(ロ)を除く)	海域生物 A	直ちに達成する。	3 地点	〃	燧灘東部
燧 灘 東 部 (イ)	海域生物 特A	直ちに達成する。	2 地点	〃	
燧 灘 東 部 (ロ)	海域生物 特A	直ちに達成する。	1 地点	〃	